

座間市教育委員会臨時会会議録

- 1 開会日時 令和3年10月1日（金） 午前9時00分
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育委員 小井田 由美子 教育委員 馬場 悠男
 教育委員 鈴木 義範 教育委員 北村 美奈子
- 4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 学校教育課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 宮崎 広孝 教育研究所長 土山 幸一
 生涯学習課長 吉野 芳絵 図書館長 飯田 京子
- 5 書 記 佐藤 雄一 中坪 祐貴

6 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	37	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認

木島教育長 それでは、ただいまより臨時教育委員会を開会いたします。
 お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は10月1日今日一日といたします。

次に、教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、会議録署名委員に馬場委員と鈴木委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の案件に移る前に、2点御報告させていただきます。

まず最初に、教育委員会教育長の任命についてです。この度、令和3年座間市議会第3回定例会におきまして、議会の同意をいただき、教育長の職を再び務めさせていただくことになりました。教育長という重責を担うにあたり、身の引き締まる思いとともに、私を育ててくれた本市の教育に引き続き携わることが出来ますことを幸せと感じています。

さて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、私は新教育委員会制度の下での本市において初の教育長として、この3年務めてまいりました。新しい教育委員会制度は、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理、管理体制の構築及び首長との連携強化など教育委員会の活性化を求めるものでした。私は就任以来、教育委員会の政治的中立性を確保しつつ、市長とも十分協議し、教育委員会の構成員として、教育委員会の意思決定に基づき、教育行政を進めてまいりました。この間、総合教育会議で教育長と教育委員が市長と話し合うことで、教育予算や政策について市長や市長部局との連携がとりやすくなったなど、メリットは大きかったと思っております。任期途中の令和2年1月に、県内で国内初の新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されて以降、感染防止対策や緊急事態宣言の発出等により、教育の現場や本市教育施策の取組は大きな影響を受け、さまざまな対応が求められることになりました。このような状況下ではありましたが、教育委員会としてGIGAスクール構想の実現及びコロナ禍における学習機会の保障のため、小・中学校の児童生徒一人に一台の学習用端末、高速大容量の校内通信ネットワーク等を短期間に整備し、ICT利活用の基盤を整えられたことは大きな成果でした。

また、学校保健においても、新型コロナウイルス感染症対策として、学校長の裁量で保健衛生用品等を購入できる対応を行いました。昨年9月の定例議会において、更にはこの年3月の定例議会において補正予算を組み、感染症対策として学校が必要とする物品をいち早く整備しました。

こうして3年間を振り返ると、緊急事態時にあっても迅速に課題解決に取り組む教育委員会事務局職員の懸命な働きぶりに、頭が下がります。教育長2期目に入る今、目の前には取り組むべき懸案事項はいくつもあります。その一つ一つに対して、教育委員の皆様、そして、教育委員会事務局職員の皆様方と知恵を出し合い、力を合わせて着実な取り組みを進めてまいりたいと思います。そして、座間市で学び育つ子どもたちの輝く瞳や笑顔がたくさん見られる環境づくりに努めてまいります。どうぞ、よろしく願いいたします。

続きまして、教育委員会委員の任命について御報告いたします。同定例会において、教育委員会委員の任命に係る議案が可決されたことにより、新たに北村委員をお迎えすることとなり、先ほど市長から辞令が交付されました。ここで、北村委員から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

北村委員　おはようございます。本日付けで教育委員の職を受けさせていただきます、北村美奈子と申します。大学4年生、高校3年生、それから中学1年生の3人の子どもがおります。保護者の目線で感じたものを発信できるように、精進したいと思っております。

す。精一杯頑張らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。私からの報告は以上です。

それでは、本日の案件に移ります。

まずは、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長が欠けた場合には、あらかじめ指名されている委員がその職務を行うこととなっております。本日以降の教育長職務代理者には、小井田委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。なお、教育長職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務執行の部分につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第4項及び座間市教育委員会教育長職務代理者に係る職務の委任等に関する規則第2条に基づき、その職務を教育部長に委任することといたします。

続きまして、議案の審議に移ります。

お諮りします。議案第37号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第37号は非公開といたします。

(議案第37号「座間市教育委員会職員の人事について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、委員会の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回は10月の定例会です。令和3年10月13日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催します。

以上で臨時教育委員会を閉じさせていただきます。

(午前9時09分閉会)